政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要
	な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催
	する研究会若しくは研修会に参加するために要する
	経費。会派が行う調査研究の委託に要する経費
	(会場費、講師謝金、出席者負担金及び会費、交通
	費、旅費、宿泊費、調査委託費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査
	又は現地調査に要する経費
	(交通費、旅費、宿泊費、参加費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動及びその他の活動のために
	必要な資料の作成に要する経費
M. 1.1 II	(印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動及びその他の活動のために
	必要な図書、資料等の購入に要する費用
	(書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広 報 費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策につい
	て住民に報告し、PRするために要する経費
	(広報紙、報告書印刷費、送料、文書通信費、会場
広 聴 費	費等)
広 聴 費	会派が、住民からの市政及び会派の政策等に対する 要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費
	安全及び息先を吸収するための云識寺に安する経質 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
人 件 費	会派の行う調査研究活動及びその他の活動を補助す
	る職員を雇用する経費
	(給料、手当等)
事務所費	会派の行う調査研究及びその他の活動のために必要
1 1/1 //1 //	な事務所の設置及び管理に要する経費
	(事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購
	入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究及びその他の
	活動に必要な経費
	(会場費、文書通信費、交通費等)